

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

シンガポールにおける長崎県産農産物の高付加価値化業務委託

2 業務の概要

別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程等

日程	内容
令和8年7月24日（金）	公募開始
令和8年8月 5日（水）	参加表明書提出期限、質問書提出期限
令和8年8月 7日（金）	参加資格審査結果通知、質問書回答
令和8年8月24日（月）	企画提案書提出期限
令和8年9月上旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 予算額

8,030,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（2）提出部数

企画提案書6部を提出すること。

（3）提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

※また、提出書類のPDFデータも併せてメールにて提出してください。

（4）提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

（5）提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

担当：三宅、深堀

TEL：095-895-2997

（6）受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着し

たことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案までとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ その他

- ・応募書類（企画提案書6部）は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。
- ・A4ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

＜記入例＞ シンガポールにおける長崎県産農産物の高付加価値化業務委託
株式会社〇〇

6 質疑及び回答

質問がある場合は、質問書（様式5）に記載のうえ提出してください。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。また、メールのタイトルは「シンガポールにおける長崎県産農産物の高付加価値化業務委託質問書」としてください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、質問書の提出期限は、令和8年8月5日（水）午後5時までとします。

（メールアドレス）s07065@pref.nagasaki.lg.jp

7 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「イ. 業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「イ. 業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえ、これを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーション審査により行います。プレゼンテーション審査の日時については、対象者に対し後日連絡します。なお、オンラインでのプレゼンテーションの参加は可能です。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 全体像	本業務の目的を十分理解し、本業務で取り組むべき内容が明確になっているか。	10点

イ．業務内容に関する提案	(1) ブランド戦略設計及び KPI 策定に関する提案 ①KPI が具体的かつ成果検証可能な内容となっているか。 ②市場分析及び競合分析の手法が具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ③ブランドコンセプト、ブランドストーリー及び訴求メッセージの構築方法が明確に示されているか。 ④ターゲット顧客及び販売戦略の設定が適切か。 ⑤コンセプト会議の運営方法が実現可能な内容となっているか。 ⑥仕様書に示されていない有益な追加提案があるか。	10 点
	(2) シンガポールからのシェフ等の招聘に関する提案 ①招聘対象者の選定方法及び選定理由が適切か。 ②産地視察の内容が効果的かつ実現可能な内容となっているか。 ③長崎県産いちご及び産地への理解促進につながる提案となっているか。 ④販売開始や継続取引につながる提案となっているか。 ⑤仕様書に示されていない有益な追加提案があるか。	10 点
	(3) 現地シェフ等のネットワーク構築に関する提案 ①高級レストラン、ホテル等シェフ及び購買担当者とのネットワーク構築手法が具体的に示されているか。 ②長崎県産いちごの特徴や魅力を効果的に伝える手法となっているか。 ③現地シェフや購買担当者から有益な意見収集が期待できるか。 ④生産者等へのフィードバック及び今後のブランド形成に活用できる内容となっているか。 ⑤継続的な取引及び販路拡大につながる提案となっているか。 ⑥仕様書に示されていない有益な追加提案があるか。	10 点
	(4) 飲食店フェア及びプロモーション実施に関する提案 ①実施店舗の選定方針が適切か。 ②長崎県産いちごの価値を高めるメニュー開発及び提供方法となっているか。 ③オープニングセレモニー及び生産者プレゼンテーションの企画内容が効果的か。 ④招待するメディア、インフルエンサー、飲食関係者等について具体的に提案されているとともに、それぞれの選定理由、影響力、期待される PR 効果が示されているか。 ⑤フェア終了後の継続利用や取引拡大につながる提案となっているか。 ⑥仕様書に示されていない有益な追加提案があるか。	10 点

	(5) ブランドコンテンツ制作及び情報発信に関する提案 ①生産者の想いや産地の魅力を効果的に表現できる内容か。 ②シンガポール市場のターゲット層に効果的な訴求を図るため、SNS、会員向けメール、メディア、インフルエンサー等を含め、活用する媒体の選定理由及び実施内容が具体的に示されているか。 ③SNS等で活用しやすい画像・動画等の制作計画となっているか。 ④プロモーションフェアや営業活動等で効果的に活用できる内容となっているか。 ⑤仕様書に示されていない有益な追加提案があるか。	10点
	(6) 効果測定及び改善提案に関する提案 ①KPI達成状況、ターゲット顧客及び競合の分析手法が具体的かつ適切であり、その結果を踏まえたブランドコンセプト、ブランドストーリー、推奨訴求メッセージ及び今後のブランド展開方針について、論理性、具体性及び実効性の高い提案となっているか。	10点
ウ. 業務実績	①過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。 ②その実績の成果について、具体的に示されているか。	5点
エ. 業務実施体制	①業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ②提案業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。 ③県との連携が十分に図られる体制か。	20点
オ. 提案金額	①価格点の算定式 満点(10点) × 各提案者のうち最低の額 ÷ 自社の提案額 (ただし、小数点以下を切り捨て)	5点
合計 100点		

※審査項目アからエまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評 価	評 点
A (たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B (優れている)	項目の配点 × 0.8
C (普通)	項目の配点 × 0.5
D (やや劣っている)	項目の配点 × 0.3
E (劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて県と交渉を行うことになります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

9 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（県及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

10 問い合わせ先

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

担当：三宅、深堀

T E L : 095-895-2997

E-mail : s07065@pref.nagasaki.lg.jp

11 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4) 本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこととします。

(5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。

(6) 本業務を円滑に遂行するため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。

(7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。

(8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属します。また、受託者は、著作権人格権を行使しないこととします。